

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：健康保険法等の一部を改正する法律案（仮称）規制の名称：病院が作成する「業務効率化・勤務環境改善計画」の認定等の創設規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止担当部局：医政局総務課評価実施時期：令和7年12月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

i

(該当理由)

- 当該規制の新設にかかる費用は、個々の規制対象者が計画等について厚生労働省において確認及び認定を受けるための費用が想定されるが、年間10億円又は1回当たり1万円には達しない見込みであるため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間10億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間10億円未満と推計されるもの(様式2—①)

1 規制の必要性・有効性

【新設】

<法令案の要旨>

- ・ 医療機関における業務効率化及び勤務環境改善を推進するため、これらの取組に係る計画を策定した病院を厚生労働大臣が認定し、当該取組を地域医療介護総合確保基金により支援する規定を設ける。

<規制を新設する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 昨今、医療機関の経営環境は、物価高騰等により厳しさを増し、例えば、令和6年度では、病院の約7割（対前年度+4.2%）が赤字状態にある。一方で、この間、医療機関では、医療関係職種の賃上げも行われているが、賃金の上昇率・水準はいずれも産業全体に迫っていない。
- ・ 保険給付（診療報酬）に依拠して医業を行っている医療機関が大半を占める我が国においては、こうした物価高騰・賃金上昇、経営の状況等も踏まえて診療報酬改定が行われており、例えば、令和6年度は、入院時の食費基準額の引上げの対応（+0.06%）や医療関係職種の給与のベースアップを実施するための対応（+0.61%）を含めて、+0.88%（国費800億円程度）の改定が行われているなど、国民医療費は増加傾向にある。しかし、我が国の医療は、実質労働生産性の上昇率が英米独と比較して低水準であり、業務効率化等の余地が大きい。
- ・ 医療保険制度における保険医療機関の指定は、医療法に基づき開設される医療機関の中から行われるものであり、今後、更なる高齢化に伴い医療ニーズが増大する中、医療保険財政への負荷が過度なものとならないようにするためには、医療機関が、限られた保険給付（診療報酬）の下でも、業務効率化を行うとともに、安定的な人材確保にも取り組むといった能動的・計画的な経営努力を引き出す枠組みが必要であり、国・都道府県・医療機関が一体となって、制度的な取組を推進する必要がある。

<必要となる規制新設の内容>

- ・ 保険医療機関における業務効率化及び勤務環境改善の取組を促進するため、特に複数の費用項目を戦略的に管理して経営する必要性が高い病院の能動的・計画的な取組を促す観点から、病院の管理者が「業務効率化・勤務環境改善計画」（仮称）を作成した場合に厚生労働大臣の認定を受けることができることとし、当該認定を受けた病院は「業務効率化・勤務環境改善認定病院」（仮称）と称することができること等とする。
※ 当該認定を受けていない病院は、認定を受けていないにもかかわらず表示又は紛らわしい表示をしてはならないこととする。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設】

- ・ 保険医療機関は、より少ない人材・費用で、より多くの患者に対して保険診療を提供するとともに、医療人材の確保・定着を図ることとなり、これらによって生じた経営余力（利益）を更なる取組に充てること（好循環）を通じて、限られた医療資源の下でも、持続可能な経営を行うことが可能になる。
- ・ このように医療機関の業務効率化等が図られることで、医療保険財政から支出される保険給付（診療報酬）額は中長期的に適正化され、医療保険制度全体としての効率性・持続可能性を高めることに寄与する。

3 負担の把握

【新設】

<遵守費用>

- ・ 保険医療機関は、業務効率化及び勤務環境改善に向けた取組を行うための費用が生じる。

<行政費用>

- ・ 行政は、当該計画の審査及び認定に関する確認を行う費用が発生する。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した 意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 見直し内容は承知したが、計画の確認は国において行い、都道府県の負担にならないようにしていただきたい旨の意見があった。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 全国知事会への説明（10/20, 11/28）、医療部会（12/8）

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ 医療部会：近日公表 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126719.html

5 事後評価の実施時期

【新設】

<見直し条項がある法令案>

- ・ この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。